

# 第115回定時株主総会電子提供措置事項

(交付書面に記載のない事項)

- 1. 事業報告「会計監査人に関する事項」 ..... 1 頁
- 2. 事業報告「業務の適正を確保するための体制および  
当該体制の運用状況に関する事項」 ..... 2 頁
- 3. 連結計算書類「連結注記表」 ..... 8 頁
- 4. 計算書類「個別注記表」 ..... 21 頁

## 日本証券金融株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| 会計監査人としての報酬等の額                       | 60,000千円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 73,156千円 |

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 当社監査委員会は、社内関係部署および会計監査人より入手した情報に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り等の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が相当であると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項

当社は、会社法および会社法施行規則に定めるいわゆる「内部統制システムの整備」について、次のとおり「内部統制に関する基本方針」を定めております。

証券市場における専門金融機関としてその社会的責任と公共的使命を強く認識しつつ、本基本方針に基づき、内部統制システムを構築、運営するとともに、適宜見直しを行い、内部統制の整備を図る。

### ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査委員会の職務を補助する使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性を確保することを明記した「監査委員会の職務の補助に関する規程」を制定し、適切に運用することとする。

### ② 監査委員会への報告体制

- ・監査委員会から選定された監査委員（以下「選定監査委員」という。）は、取締役会のほか必要に応じて経営会議等に出席し、重要な事項について報告を受ける。
- ・選定監査委員は、当社の内部監査、コンプライアンス、リスク管理および財務管理の状況等ならびに子会社におけるこれらの状況等について、当社の執行役もしくは使用人または子会社の業務執行取締役等から定期的に報告を受ける。
- ・当社および子会社のコンプライアンスに関して外部通報窓口相談・通報があった場合は、外部窓口から選定監査委員に対しその内容および調査結果が報告される。
- ・経営会議等の重要会議の議事録、社内のすべての稟議書およびその他の重要文書を選定監査委員に回付して閲覧に供する。
- ・選定監査委員は、業務遂行状況（子会社に関する事項を含む）に関して必要に応じ執行役または使用人にその説明を求めることができる。
- ・監査委員会へ報告を行った役職員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益に取扱わない。

### ③ 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理等にかかる方針

- ・ 監査委員がその職務の執行について、会社法第404条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査委員会は、内部監査部門と密接な連携を保ち内部監査の結果を活用する。
- ・ 関係会社監査の実効性を高めるため、定期的に関係会社の監査役との会合を開催し、連携を強化する。
- ・ 監査委員会は、当社の会計監査人との間で適宜連絡をとるとともに、密接に情報交換を行う。

⑤ 執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、コンプライアンスを企業経営の前提と位置づけ、取締役会決議により定める「役職員の行動規準」および「コンプライアンス基本規程」に基づき役職員に対してコンプライアンスの徹底を図る。
- ・ 会社全般のコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設置し、全社的なコンプライアンスを推進する。
- ・ コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス向上のための各種施策を実施する。
- ・ 相談・通報制度として、社内窓口だけでなく外部通報窓口を設置し、通報者の匿名性を維持しながら、実効性を高める対応を行う。
- ・ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止態勢ならびに当社および子会社の業務において顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反および顧客に関する非公開情報の適切な管理体制を整備する。
- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するための全社の方針を定め、不当要求防止責任者を中心に全社的な対応を行う。
- ・ 内部監査を担当する監査部は、内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、法令、規則等の順守状況を監査する。

⑥ 執行役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・業務執行にかかる適正な情報管理および保存を図る観点から、社内文書の管理全般にかかる取扱いを定めた規程を制定する。
- ・株主総会、取締役会等の重要会議の議事録や執行役の職務執行にかかる決裁の記録である稟議書等を、適正に保存し管理する。
- ・情報セキュリティに関する管理方針を定め、電磁的情報の管理・保存を含む社内共通の情報セキュリティ対策の推進を図る。

#### ⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会決議により定める「リスクの管理方針」に基づき、社内全体にリスク管理重視の考え方を周知徹底する。
- ・会社全般のリスク管理を定めた「リスク管理規程」に基づき業務運営部署とリスク管理部署との相互牽制体制を構築する。
- ・統合リスク管理の導入により経営の健全性確保および収益性の向上を図る。
- ・大規模地震やテロ行為・サイバー攻撃等が発生するリスクに備え、取引先および外部関係機関等への影響を最小限に止めるため、可能な限り業務を継続または早期に再開するための態勢を整備する。
- ・監査部は、リスクの管理状況を把握し、リスクの制御および管理に関する内部管理態勢を評価するとともに、その改善に向けての提言等を行う。

#### ⑧ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の決議により、業務執行の決定を執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図る。
- ・業務執行に関する重要事項の決定や取締役会決議事項の予備討議等を行う「経営会議」を設置し、原則週1回開催する。
- ・会社業務の遂行にあたっては、社内の職務分掌、重要事項に関する決裁権限者を定め、当該決裁権限者の承認を受けて行う態勢とする。

#### ⑨ 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社に関する事項を統括する「関係会社担当役員」を任命し、子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行う。
- ・子会社と関係会社管理に関する契約を締結し、「関係会社管理規程」に基づき、財務の状況、リスク管理の状況その他の子会社の職務の執行にかかる事項の報告を受ける。
- ・当社の代表執行役は、関係会社の代表取締役等から定期的に、当該関係会社

の状況についての報告を受ける。また、当社の関係会社担当役員は、関係会社の業務執行取締役等と定期的に会合を開催し、関係会社の職務の執行にかかる事項の報告を受ける。

- ・当社の選定監査委員は、子会社に対して報告を求め、または子会社の状況について調査する。
- ・当社の監査部は、必要に応じて子会社の業務を監査対象として内部監査を行う。
- ・当社のコンプライアンス統括部は、グループ全体のコンプライアンス体制の整備、強化を推進するため、子会社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンスに関する情報の提供などを行う。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・「監査委員会の職務の補助に関する規程」に基づき、監査職務補助者1名を配置しております。
- ・監査委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役および社内取締役（執行役を兼務しない）で構成され、原則として毎月1回開催しております。
- ・選定監査委員および監査職務補助者は、監査委員会において定めた監査計画に基づき、経営会議などの重要会議へ出席し、内部監査、コンプライアンス、リスク管理および財務管理の状況等ならびに子会社におけるこれらの状況等について、当社の執行役もしくは使用人または子会社の業務執行取締役等から定期的に報告を受けております。また、監査委員会は内部監査の結果を活用するほか、会計監査人および内部監査部門と意見・情報交換の会議などを通じて連携を図ることにより監査の実効性を高めております。
- ・関係会社監査の実効性を高めるため、当事業年度は関係会社常勤監査役連絡会を2回開催しました。

② 執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「コンプライアンス・プログラム」に基づく施策として、全社的なコンプライアンスの推進のため定例会議の開催、コンプライアンス講演会や確認テストの実施などの教育・研修活動を行っております。
- ・法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止するための通報

および相談に関する事項を定めた「コンプライアンス通報制度規程」に基づき、外部通報窓口を設置しております。また通報者に不利益を与えないための保護策等について社内に周知し、その実効性向上を図っております。

- ・内部監査に関しては、法令、規則等の遵守状況のみならず、財務および業務に関する情報の正確性と信頼性、資産の保全状況も対象に厳格な内部監査を実施しております。また内部監査の実施状況については実施の都度、経営陣への報告を行ったほか、取締役会にも定期的に報告しております。

### ③ 執行役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・文書保存規則に基づき業務遂行にかかる各種文書を適正に管理・保存しております。
- ・執行役の職務の執行にかかる決裁の記録である稟議書等については、電磁的記録として保存・データベース化を図ることでより効率的な管理・保存を行っております。
- ・電磁的情報の管理・保存を含む社内共通の情報セキュリティ対策については、環境変化等に伴う見直しを行い、向上に努めております。

### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクアペタイト・フレームワークを導入し、経営管理とリスク管理を一体運営する枠組みを整備しております。
- ・リスク管理に関する諸規定に基づき、業務運営上抱える各種リスクについて、当社の規模、特性等に合わせた適切な管理を行っております。また各種リスクの状況等については定期的に経営陣および取締役会に報告しております。
- ・業務継続計画（BCP）については、自然災害やサイバー事象などの発生を念頭にマニュアル等を随時見直しているほか、定期的に訓練等も実施しております。

### ⑤ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・会社法上の機関設計として、指名委員会等設置会社を採用し、業務執行に関する権限を取締役会から執行役に委任することにより、執行と監督を明確に分離しております。
- ・経営会議（業務遂行に関する重要事項を審議する会議）については、原則週1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催しました。経営会議での審

議・決議事項等については、定期的に取締役会において報告しております。

⑥ 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社の代表取締役等が当社代表執行役への定期的な報告を行ったほか、関係会社連絡会を当事業年度は11回開催し、当社グループ企業間の業務その他の連絡・情報交換を行いました。また、内部監査部門が子会社に対する監査を実施するなど、適切な経営管理を行っております。

## 連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

|              |     |
|--------------|-----|
| 連結子会社の数      | 2 社 |
| 会社名          |     |
| 日証金信託銀行株式会社  |     |
| 日本ビルディング株式会社 |     |

2. 持分法の適用に関する事項

|                |     |
|----------------|-----|
| 持分法を適用した関連会社の数 | 2 社 |
| 会社名            |     |
| 日本電子計算株式会社     |     |
| ジェイエスフィット株式会社  |     |

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　3～50年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～7年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

|           |                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金     | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金     | 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。                                                     |
| 役員賞与引当金   | 役員（執行役員を含む）の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。                                          |
| 役員株式給付引当金 | 役員（執行役員を含む）への当社株式の給付に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。                   |

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約等

ヘッジ対象…有価証券、投資有価証券、借入金等

③ヘッジ方針

リスク管理に関する社内規程に基づき、将来の金利変動リスク及び為替変動リスク等を回避する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準……退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

従来当社では、銀行等への預金の預入れに伴う「受取利息」（前連結会計年度251百万円）を「営業外収益」の「受取利息及び配当金」に含めて表示しておりました。

他方、預金の預入れも当社の通常の営業活動であるALM管理の一環として行っていること、預金金利の上昇により金額的重要性が増したことから、当連結会計年度より、「受取利息」についても、ALM管理に基づく他の取引による収益と同様に、「営業収益」に区分を変更しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

|            |          |
|------------|----------|
| 繰延税金資産（純額） | 857百万円   |
| 繰延税金負債（純額） | 1,354百万円 |

このうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産については、将来の連結会計年度における将来減算一時差異等の解消可能な金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 追加情報に関する注記

（執行役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、当社執行役及び執行役員（以下あわせて「執行役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

### 1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、執行役等に対して、報酬委員会が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、執行役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として執行役等の退任時とします。

### 2. 信託に残存する自社の株式

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）で純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度435百万円、917千株であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

有価証券 92,616百万円

営業貸付金 174,795百万円

投資有価証券 168,577百万円

担保に係る債務

コールマネー 270,000百万円

長期借入金 294,100百万円

コールマネー及び長期借入金については、上記担保に供している資産のほか、下記2及び3による担保の一部を差し入れております。

このほか、日本証券クリアリング機構及びほふりクリアリングの清算基金等の担保として現金及び預金25百万円、流動資産（その他）6,735百万円及び投資有価証券22,867百万円を差し入れております。

### 2. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価 2,960,348百万円

このうち、貸付に供している有価証券 198,733百万円

担保に差し入れている有価証券 824,490百万円

手許に所有している有価証券 1,937,124百万円

### 3. 消費貸借契約等により借り入れている有価証券の時価 10,193,297百万円

このうち、貸付に供している有価証券 9,289,223百万円

担保に差し入れている有価証券 882,378百万円

手許に所有している有価証券 21,695百万円

### 4. 有形固定資産の減価償却累計額 8,063百万円

### 5. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日 公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日 公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日……………2002年3月31日

土地の再評価に関する法律第3条……………土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日 公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

88,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                    | 株 式 の<br>種 類 | 配当金の<br>総 額 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|------------------------|--------------|-------------|----------------|------------|------------|
| 2024年5月13日<br>取 締 役 会  | 普 通 株 式      | 2,542百万円    | 30円            | 2024年3月31日 | 2024年6月4日  |
| 2024年11月11日<br>取 締 役 会 | 普 通 株 式      | 3,545百万円    | 42円            | 2024年9月30日 | 2024年12月5日 |

(注) 1 2024年5月13日取締役会の決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金28百万円が含まれております。

2 2024年11月11日取締役会の決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金38百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年5月15日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 3,499百万円

② 1株当たり配当額 42円

③ 基準日 2025年3月31日

④ 効力発生日 2025年6月6日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金38百万円が含まれております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループのうち、金融商品の取扱いを主たる業務としているのは、当社及び連結子会社の日証金信託銀行株式会社であります。当社は、貸借取引貸付を中心とした貸付業務を行っております。貸借取引貸付は制度信用取引の決済に必要な資金や株券を貸付ける業務であり、証券市場の動向による影響を強く受けるため、主としてコール取引等短期金融市場から弾力的に資金を調達しております。また、資金の効率的な活用を目的に国債などの有価証券を運用しております。

連結子会社の日証金信託銀行株式会社は、銀行業務として貸出等の与信業務及び資金証券業務を行っております。資金証券業務においては、有価証券の運用業務として国債、地方債、公社公団債、政府保証債などの安全性・流動性の高い商品を対象に運用しております。資金調達は、信託勘定から振替わった信託勘定借による調達が半分程度を占めております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、営業貸付金、買現先勘定及び借入有価証券代り金並びに国債、株式等の有価証券及び投資有価証券であります。なお、借入有価証券代り金は、主に現金担保付債券貸借取引、現金担保付株券貸借取引及び貸借取引貸付の借入有価証券に係る差入担保金であります。また、日証金信託銀行株式会社が保有する主な金融資産は、政府向け貸出及びその他の与信並びに国債、地方債、公社公団債、政府保証債などの有価証券であります。当社及び日証金信託銀行株式会社の営業貸付金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに、有価証券は信用リスク及び市場リスクに晒されております。当社及び日証金信託銀行株式会社のコールマネー、短期借入金等資金調達に関しては、金融市場の混乱や格付の低下等により、資金調達に影響を及ぼす流動性リスクに晒されております。

また、当社は、保有する外貨建資産・負債の一部について為替リスクをヘッジするため、為替予約を付すことがあるほか、金利リスクコントロール（ALM）の一環として、固定金利の債券・借入金をヘッジ対象とする金利スワップ取引等を実施するなど、デリバティブ取引を行っております。これらの取引は原則としてヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象である資産・負債との対応状況が適切であるか、またヘッジ手段によりヘッジ対象の為替リスク・金利リスク等が減殺されているか、その有効性を定期的に検証しております。

日証金信託銀行株式会社は、金利リスクコントロール（ALM）の一環として、固定金利の貸出金・債券・借入金をヘッジ対象とする金利スワップ取引を実施しております。ALM目的として保有するデリバティブ取引はヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象である資産・負債との対応状況が適切であるか、その有効性を定期的に検証しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理を経営の最重要課題として位置付け、取締役会においてリスク管理に対する基本方針を定めたうえで、当該方針に則り制定したリスク管理に関する諸規程において、具体的な各種リスクの管理方法や管理体制等を定めております。また、連結子会社の日証金信託銀行株式会社から、同社のリスク管理の状況について定期的に報告を受ける体制を整備しております。

#### ① 統合リスク管理

当社では、信用リスク及び市場リスクについて、自己資本の範囲内でリスク資本の配賦を行ったうえで、VaR（バリュー・アット・リスク）の手法により計量化し、算出したリスク量を配賦されたリスク資本の範囲内で管理する手法を導入しております。各業務運営部門は、配賦されたリスク資本の範囲内でリスクをコントロールし、これら部門から独立したリスク管理部が計量化を行い、リスクの運営状況をモニタリングし、経営陣に報告する体制をとっております。

#### ② 信用リスク管理

当社では、信用リスク全般を厳格に管理することにより資産の健全性の維持・向上を図っております。具体的には、リスク管理部が社内格付による信用リスクの評価を行うとともに、社内格付別のデフォルト率を用いて信用リスクの計量化及び管理を行っております。また、計量化による管理を補完するためストレステストも実施しております。一方、与信管理面では、リスク管理部において取引先・貸付案件の審査、取引先別の取引限度額の設定を行い、業務運営部門において、当該取引限度額の管理を行っております。また、業務運営部門が所管する資産について厳密な自己査定を実施しております。さらに、個々の貸付業務については、原則として有価証券をそのボラティリティや市場流動性等に応じた適切なヘアカット（掛目）を設定し、担保として受入れた上で、当該担保を日々値洗いすることにより不良債権の発生を抑制するとともに、貸付先が破綻した場合には担保の売却等により迅速に債権を回収しております。このほか、大口与信管理として、業務横断での取引先別のストレス時エクスポージャーを日次で算出し、業務運営部門と共有しております。

#### ③ 市場リスク管理

当社では、リスク管理部が市場リスクの計量化及び管理を実施しております。また、当社が採用している市場リスク計量化モデルの信頼性を検証するため、算出したVaRとポートフォリオを固定した仮想損益を比較するバックテストも行っております。一方、投資損益に対しては、総合損益ベースでの損失枠等を設定することで、適切な投資損失管理を行っております。

#### ④ 流動性リスク管理

当社では、流動性リスクを重要なリスクとして認識し、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得や調達手段の多様化及び調達期間の分散化を図りながら、業務の安定運営に必要な資金流動性の確保に努めております。

資金繰り管理面では、金融市場において一定のストレス事象が発生するとの想定のもとで流動性余力の最低維持額を設定し、資金繰り見通しの策定、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認などにより流動性余力の状況をモニタリングするとともに、日々の資金繰り状況について経営陣に報告する体制を整備しております。さらに、資金調達環境にストレスが生じた際の資金流出などを想定したストレステストの実施により、手元流動性の所要水準の確認・把握を行っております。

また、日証金信託銀行株式会社から資金繰り見通し等の報告を日次で受け、同社の流動性余力を把握するなど、連結ベースでの流動性リスク管理を行っております。そのうえで、不測の事態に備え、即時に資金化が可能な国債を一定量保有するなどの流動性補完措置を講じております。

#### ⑤ 子会社のリスク管理体制

連結子会社の日証金信託銀行株式会社においては、取締役会でリスク管理の基本方針を定め、これに基づき、各種リスクの具体的な管理方法の制定及び管理体制を整備し、リスク統括部がリスクの統合的管理を行っております。リスク統括部では、リスクの測定及びモニタリング、情報の収集・分析並びにリスクの状況の経営陣への報告等を行うことにより、適正なリスクマネジメントの実践に努めております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額    |
|-----------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 営業貸付金             | 796,827        |           |        |
| 貸倒引当金 (*2)            | △60            |           |        |
|                       | 796,767        | 796,756   | △10    |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 (*3) |                |           |        |
| その他有価証券               | 631,506        | 631,506   | —      |
| 資産計                   | 1,428,273      | 1,428,262 | △10    |
| 長期借入金 (*4)            | 316,600        | 311,188   | △5,411 |
| 負債計                   | 316,600        | 311,188   | △5,411 |
| デリバティブ取引 (*5)         | 20,728         | 20,728    | —      |

(※1) 現金は記載を省略しており、預金、コールローン、買現先勘定、借入有価証券代り金、コールマネー、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、売現先勘定及び貸付有価証券代り金はそのほとんどが短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 営業貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(2)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分            | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|---------------|------------------|
| 非上場株式         | 7,696            |
| 投資事業有限責任組合出資金 | 1,513            |

(※4) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分           | 時価（百万円） |         |      |         |
|--------------|---------|---------|------|---------|
|              | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |         |      |         |
| その他有価証券      |         |         |      |         |
| 株式           | 17,527  | —       | —    | 17,527  |
| 債券           |         |         |      |         |
| 国債・地方債等      | 243,811 | 49,407  | —    | 293,218 |
| 社債           | —       | 146,768 | —    | 146,768 |
| その他          | 95,738  | 51,090  | —    | 146,829 |
| その他          | 13,692  | 13,469  | —    | 27,161  |
| デリバティブ取引     |         |         |      |         |
| 通貨関連         | —       | 879     | —    | 879     |
| 金利関連         | —       | 21,373  | —    | 21,373  |
| 債券関連         | 8       | —       | —    | 8       |
| 株式関連         | 272     | —       | —    | 272     |
| 資産計          | 371,051 | 282,988 | —    | 654,039 |
| デリバティブ取引     |         |         |      |         |
| 通貨関連         | —       | 296     | —    | 296     |
| 金利関連         | —       | 1,426   | —    | 1,426   |
| 債券関連         | 81      | —       | —    | 81      |
| 負債計          | 81      | 1,722   | —    | 1,804   |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分       | 時価（百万円） |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
|          | レベル 1   | レベル 2   | レベル 3   | 合計      |
| 営業貸付金    | —       | 174,795 | 621,961 | 796,756 |
| 資産計      | —       | 174,795 | 621,961 | 796,756 |
| 長期借入金（*） | —       | 311,188 | —       | 311,188 |
| 負債計      | —       | 311,188 | —       | 311,188 |

（\*） 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、上場投資信託、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

営業貸付金

営業貸付金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち長期のものは、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、固定金利によるもののうち短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権の時価は、担保及び保証による回収見込額等を基に算定しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。これらの時価の算定にあたっては信用リスクを考慮しており、観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。これらの時価算定にあたっては観察できないインプットを用いていない場合、または、その影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

債券先物取引及び株価指数先物取引は、相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,630円45銭

1 株当たり当期純利益 124円61銭

(注) 「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 917千株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 923千株)。

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員（執行役員を含む）の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金（前払年金費用）……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

役員株式給付引当金……………役員（執行役員を含む）への当社株式の給付に備えるため、内規に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

## 5. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約等

ヘッジ対象…有価証券、投資有価証券、借入金

### (3) ヘッジ方針

リスク管理に関する社内規程に基づき、将来の金利変動リスク及び為替変動リスク等を回避する目的で行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

従来当社では、銀行等への預金の預入れに伴う「受取利息」（前事業年度251百万円）を「営業外収益」の「受取利息及び配当金」に含めて表示しておりました。

他方、預金の預入れも当社の通常の営業活動であるALM管理の一環として行っていること、預金金利の上昇により金額的重要性が増したことから、当事業年度より、「受取利息」についても、ALM管理に基づく他の取引による収益と同様に、「営業収益」に区分を変更しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

|            |        |
|------------|--------|
| 繰延税金資産（純額） | 203百万円 |
|------------|--------|

このうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産については、将来の事業年度における将来減算一時差異等の解消可能な金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 追加情報に関する注記

(執行役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

執行役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券 52,619百万円

担保に係る債務

コールマネー 270,000百万円

長期借入金 93,100百万円

コールマネー及び長期借入金については、上記担保に供している資産のほか、下記2及び3による担保の一部を差し入れております。

このほか、日本証券クリアリング機構及びほふりクリアリングの清算基金等の担保として流動資産（その他）6,735百万円及び投資有価証券22,867百万円を差し入れております。

### 2. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価 2,960,348百万円

このうち、貸付に供している有価証券 198,733百万円

担保に差し入れている有価証券 824,490百万円

手許に所有している有価証券 1,937,124百万円

### 3. 消費貸借契約等により借り入れている有価証券の時価 10,234,663百万円

このうち、貸付に供している有価証券 9,330,589百万円

担保に差し入れている有価証券 882,378百万円

手許に所有している有価証券 21,695百万円

### 4. 有形固定資産の減価償却累計額 2,947百万円

### 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 41,247百万円

長期金銭債権 289百万円

短期金銭債務 2,462百万円

長期金銭債務 7百万円

### 6. 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日 公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日 公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日……………2002年3月31日

土地の再評価に関する法律第3条……………土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日 公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

#### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益

156百万円

営業費用

1,161百万円

営業取引以外の取引高

1,493百万円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

5,590,396株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 未払事業税        | 91百万円      |
| 賞与引当金        | 142百万円     |
| 退職給付引当金      | 279百万円     |
| その他有価証券評価差額金 | 11,467百万円  |
| 繰延ヘッジ損益      | 8,999百万円   |
| その他          | 275百万円     |
| 繰延税金資産小計     | 21,256百万円  |
| 評価性引当額       | △112百万円    |
| 繰延税金資産合計     | 21,143百万円  |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | △6,284百万円  |
| 合併受入資産評価益    | △410百万円    |
| 繰延ヘッジ損益      | △14,031百万円 |
| その他          | △213百万円    |
| 繰延税金負債合計     | △20,940百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | 203百万円     |

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3百万円減少し、法人税等調整額が7百万円、その他有価証券評価差額金が148百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が144百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は2百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,450円77銭

1 株当たり当期純利益 101円92銭

(注) 「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を「1 株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度 917千株)。

また、「1 株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度 923千株)。